海 関 総 署

第一 概要

- 第1.輸出取締りの一層の強化
- 第2.担保供託及び真贋鑑定における権利者の負担軽減
- 第3.差止め製品の完全廃棄及び費用負担の適正化
- 第4.原産地表示の適正の確保
- 第5.取締機関の連携強化

第二 詳論

第1.輸出取締りの一層の強化

- 要望 1 —

税関で模倣品の輸出の取締りを一層強化していただきたい。

〔理由〕

日本企業製品の中国製の模倣品が、中国の周辺だけでなく、南北アメリカ、オーストラリア、欧州、アフリカまでほぼ全世界で流通しており、これによって日本企業が各地で被害を受けています。従って輸出段階における中国税関による取締まりが極めて重要であると考えます。

〔事例〕

商標権を不正使用した商品を輸出しようとしたケースについて、再犯であるなど悪質な業者であったため、公正証書まで準備して税関に取締りの依頼をしたが、押収品の廃棄と 罰金のみで終息した事例が報告されています。

第2.担保供託及び真贋鑑定における権利者の負担軽減

要望 2

- (1)税関で被疑物件が発見された場合の担保金を低額化し、かつその供託までの期限を延ばし、かつその還付を確実に履行していただきたい。
- (2)被疑物件の真贋鑑定のプロセスにおいて、被害者に過大な負担がかからないようにしていただきたい。

〔理由〕

- (1)被疑物品の発見の連絡があった際、短期間の担保金(輸出の場合 FOB 価格と同額、輸入の場合 CIF 価格と同額)の準備が権利者にとってかなりの負担となります。またその煩雑さに、経験の少ない企業は戸惑いを感じます。担保金も短期間に積まなければならず、更に還付が確実になされるのかという点に関する不安も払拭できないために、被害企業はその対応に消極的になり、結局、模倣品の流通を放任することにつながります。
- (2)真贋鑑定のプロセス(真贋鑑定者の確保、倉庫での個別鑑定など)において、被害者に対して大きな負荷が要求されることがあり、加害者に対する負担と比して余りにも不均衡となることがあります。これは、先進国で求められる標準プロセスからもかけ離れますので、国際標準的プロセスに準じて改善していただきたいと思います。

例えば、鑑定人申請請求がなされた場合に、鑑定作業に1日以上、場合によっては3日以上かかったケースも報告されています。模倣品を駆逐するためには、被害企業の不断の努力が必要ですが、模倣品の持つ社会悪という性格からすれば政府・機関にその排除義務があり、そのために被害企業の協力を得て協同で模倣品撲滅に立ち向かうという姿勢が求められます。この見地からすると、被害者に重い負担を強いるのは妥当ではありません。

(3)日本では、税関長が必要と認める場合には、相当な期間と額を定めて金銭を供託すべき旨の決定を下すことになっています。また、認定手続きは、両者から証拠を提出し、かつ意見を述べる機会を与えたうえで、知的財産担当官等がこれらの証拠・意見及び独自に収集した証拠により、侵害品か否かを認定します。これは中国税関が手続を改善する際に参考になると考えます。もっとも、認定が担当官によって恣意的に行われることのないよう、認定基準を作成して公表するなどの方法を同時に採用することは望ましいといえます。

第3.差止め製品の完全廃棄及び費用負担の適正化

要望 3

- (1)税関が模倣品及び知的財産権侵害品を押収した場合に当該模倣品及び知的財産権侵害 品を完全廃棄するようにしていただきたい。
- (2)不合理な費用を権利者に負担させないようにしていただきたい。

〔理由〕

- (1)税関で模倣品あるいは他人の知的財産権の侵害品を押収した場合、その製品が再び流通することがないように断固たる姿勢が求められます。ブランドを消去した状態で競売に付されることがありますが、これは、模倣品その他の知的財産権侵害品に対する断固たる姿勢の欠如と思われます。かかる再流通によって模倣された企業は製品を販売する機会を失い、それが常態化すれば価格インパクトが極めて大となります。よって、模倣品の再販やリサイクルは禁止していただきたい。日本では、知的財産権侵害品については、輸入者による自発的処理がなされない場合には、税関が没収して廃棄します。その意味で、「知的財産権税関保護条例」(原語: <知識産権海関保護条例>)第24条の規定は是非改めていただきたいと思います。
- (2)この廃棄については、権利者が、税関におけるブランド外しに立会ったり、その間の 物品の倉庫保管料を負担することを求められるなど、不合理な負担が権利者に課され ていますのでこれも是正してください。

[事例]

商標の盗用がなされた製品を没収したが、その後廃棄されたか不明であるという報告が 多くなされています。

第4.原産地表示の適正の確保

要望 4

関係官庁と協力して、原産地表示の適正の確保を図っていただきたい。

〔理由〕

中国製品への Made in Japan の表示のように不当な原産地表示をされた商品が多く発見されています。これらは、家電製品、精密機器、家庭用品、自動車部品、二輪車、事務機器消耗品、機械部品、化粧品、文具等、多くの業種にわたっており、発見場所も全世界的です。中国製であると判明した事情は、ケースごとに様々ですが、調査により製造業者が特定できたもの、販売業者や輸入業者への聞き取り調査により判明したもの、内部の部品(時計のムーブメントなど)により判明したもの、中国で流通している製品と酷似(特徴が同じ)していたもの、インボイス等により判明したもの等があげられます。特に税関はこのような虚偽記載を発見する機会が豊富なはずですので、これらを発見した場合には、自らまたは、工商行政管理局などの関係官庁と協力し、適正な措置をとるよう尽力願いたいと思います。

第5.取締機関の連携強化

要望 5

- (1)模倣品その他知的財産権侵害品に関する輸出業者・製造元などの情報を提供していた だきたい。
- (2)他の行政機関との連携を強化していただきたい。
- (3)香港税関をはじめ、他の地区や他国の税関との交流を強化し、中国からの模倣品その他知的財産権侵害品に関する情報提供システムを確立していただきたい。

〔理由〕

- (1)模倣品その他知的財産権侵害品に関する税関からの情報提供(製造業者、輸出業者の名称等)が不十分という点が指摘されていますので、ぜひ改善していただきたい。
- (2)また税関と関係する行政機関とが、取締の面で連携して、模倣品の出所である製造工場を追跡して摘発することが成果をあげるのに大変有効であり、結果として再犯を阻止することにもつながります。とりわけ工商行政管理局、版権局、信息産業部、文化部、公安部等との連携が重要です。
- (3)香港税関の取締り活動は活発であると認識しています。中国の各税関と香港税関が情報交換を積極的に行うことにより、中国税関が取締りを一層活発化し、取締りに関する手続などを共通にしていただくよう望みます。更に、他の地区や国とのネットワークの重要性はいうまでもありません。